

橋本市病院事業管理規程第6号

橋本市病院事業会計規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和6年4月19日

橋本市病院事業管理者 古川 健



橋本市病院事業会計規程の一部を改正する規程

橋本市病院事業会計規程（平成26年橋本市病院事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線である。

改正後	改正前
<p>(仮払金) 第46条 略 (繰替払) <u>第46条の2 施行令第21条の8第3号の規定により繰替払をすることができる経費は、指定納付受託者に納付させる収入金の取扱いに係る手数料とし、繰り替えて使用できる収入金は、当該収入金とする。</u></p>	<p>(仮払金) 第46条 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。